ロ　派遣法第二条第一項の規定による派遣、官民人事交流法第二条第三項に規定する交流派遣、法科大学院派遣法第十一条第一項の規定による派遣、福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項若しくは第八十九条の三第一項の規定による派遣、平成三十二年オリンピック・パラリンピック特措法第十七条第一項の規定による派遣、平成三十一年ラグビーワールドカップ特措法第四条第一項の規定による派遣又は平成三十七年国際博覧会特措法第二十五条第一項の規定による派遣から職務に復帰したこと。

ハ・ニ　（略）

二～八　（略）

**別表第十五**　人事院規則九―一二一の一部改正に関する表（第一条第十五号関係）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当） | （給与法第十一条の八第三項の規定による広域異動手当） |
| **第五条**　（略） | **第五条**　（略） |
| 2　給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 | 2　給与法第十一条の八第三項の異動等に準ずるものとして人事院規則で定めるものは、次に掲げるものとする。 |
| 一～五　（略） | 一～五　（略） |
| 六　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項又は第八十九条の三第一項の規定による派遣から職務に復帰すること。 | 六　福島復興再生特別措置法（平成二十四年法律第二十五号）第四十八条の三第一項の規定による派遣から職務に復帰すること。 |
| 七～十一　（略） | 七～十一　（略） |
| 3～5　（略） | 3～5　（略） |

**別表第十六**　人事院規則一〇―一二の一部改正に関する表（第一条第十六号関係）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （職員としての在職期間に含まれる休職の期間） | （職員としての在職期間に含まれる休職の期間） |
| **第八条**　（略） | **第八条**　（略） |
| 2　次の各号に掲げる職員（次条第一号において「派遣職員等」という。）に関する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定める当該職員の業務（同条第一号において「派遣職員等業務」という。）を公務とみなす。 | 2　次の各号に掲げる職員（次条第一号において「派遣職員等」という。）に関する前項第一号の規定の適用については、当該各号に定める当該職員の業務（同条第一号において「派遣職員等業務」という。）を公務とみなす。 |
| 一～四　（略） | 一～四　（略） |
| 五　福島復興再生特別措置法第八十九条の三第七項に規定する派遣職員に規定する機構における特定業務 | （新設） |
| 六・七　（略） | 五・六　（略） |

**別表第十七**　人事院規則一一―四の一部改正に関する表（第一条第十七号関係）

| 改正後 | 改正前 |
| --- | --- |
| （休職の場合） | （休職の場合） |
| **第三条**　（略） | **第三条**　（略） |
| 2　法第七十九条各号又は前項各号のいずれかに該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができる。法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係 | 2　法第七十九条各号又は前項各号のいずれかに該当して休職にされた職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間の満了により復職したときにおいて定員に欠員がない場合には、これを休職にすることができる。法第百八条の六第一項ただし書若しくは行政執行法人の労働関係 |